

令和4年12月2日

## 船舶石綿含有資材調査者学科講習 募集要項

本講習は、厚生労働省告示第171号に基づき、船舶石綿含有資材調査者の育成のための学科講習と修了考査を行うものです。所要の知識を学び学科講習終了後の修了考査に合格した方に、「船舶石綿含有資材調査者」の講習修了証明書を付与し、当協会にて、講習修了者の方の氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、法定期間保存いたします。

### 1. 講習開催場所と日程

本講習の受講場所と日程は表1、当日の時間割は表2のとおりです。

表1 講習開催場所と日程

期 日	場 所	住 所
令和5年1月27日(金)	札幌	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター セミナールーム1
令和5年1月20日(金)	仙台	仙台市宮城野区原町南目町146 東北港運会館会議室
令和5年1月11日(水) 令和5年1月12日(木) 令和5年1月13日(金)	東京	東京都港区赤坂2-10-9 ラウンドクロス赤坂4階 (一財)日本船舶技術研究協会 4階会議室
令和5年3月10日(金)	新潟	新潟造船(株) 本社・新潟工場 第1会議室
令和5年2月3日(金)	名古屋	名古屋市港区港町1-11 名古屋港湾会館 第2会議室
令和5年2月9日(木) 令和5年2月10日(金)	大阪	大阪市中央区北浜東3-14 エル・大阪 研修室2
令和5年2月16日(木) 令和5年2月17日(金)	広島	広島市中区橋本町5-11 RCC文化センター 7階700会議室
令和5年2月24日(金)	高松	高松市松福町2-15-24 サン・イレブン高松 5階 視聴覚研修室
令和5年3月2日(木) 令和5年3月3日(金)	福岡	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所 会議室406(3月2日) 会議室401~402 連結室(3月3日)

**表2 講習時間割**

( 時 刻 )	( 所要時間 )	( 内 容 )
09：00～09：15	15分	受付
09：15～09：25	10分	ガイダンス
09：25～10：25	60分	第1講習：基礎知識1
10：25～10：30	5分	休憩
10：30～11：30	60分	第2講習：基礎知識2
11：30～12：30	60分	昼休み
12：30～13：55	85分	第3講習（1）：図面調査
13：55～14：00	5分	休憩
14：00～15：05	65分	第3講習（2）：図面調査
15：05～15：10	5分	休憩
15：10～16：30	80分	第4講習（1）：現地調査
16：30～16：35	5分	休憩
16：35～17：45	70分	第4講習（2）：現地調査
17：45～17：50	5分	休憩
17：50～18：00	10分	修了考査ガイダンス
18：00～19：00	60分	修了考査

## 2. お申込み方法

以下の手順にてお申込み手続きをお願い致します。

- ①別添「様式1（申込書）」に所要事項をご記入いただき、電子メール又はFAXにてお申込みください。（この段階では証明書や銀行振込等の必要はありません。）

（一財）日本船舶技術研究協会（〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9）  
 電子メール：o-kobayashi@jstra.jp  
 FAX：03-5114-8941  
 電話：03-5575-6426（担当：小林、太田、福田）

- ②お申込みいただいた電子メールアドレス又は申込書に記入されたFAX番号宛に、受講受付したことをご返信いたします。（定員に達した場合は、受付を終了させていただきます。ご了承ください。）
- ③受講日の2カ月前までに以下のアとイの証明書類等を pdf 化し、電子メールに添付してお送りいただくか又はFAXにてお送りください（①と同じ送付先）。証明書類等をご提出いただかないと受講できません。
- ア 「様式1（申込書）」（上記の①に添付証明情報を追加記入し、再送願います。）
- イ 表3の資格区分毎に必要な証明書類の写し（卒業証明書、各種証明書のフォームは

問いません。実務経験証明書は「様式2」を用いて職場の上職者が作成願います。個人営業の方等のケースはご相談ください。）

参考情報：鋼製船舶の機器の開放工事では、パッキンの除去が頻繁に発生するため、「石綿作業主任者」の資格保有者が必須です。「石綿作業主任者」が、今般の「船舶石綿含有資材調査者」の資格を取得されることが推奨されます。石綿作業主任者については、その資格証明写しを提出されるだけで受講資格はクリアされます。（表3のツ）

- ④書類審査の結果、証明書類に不備が発見された時はご連絡致します。
- ⑤講習の1か月前に受講票と関係資料を郵送いたします。必ず、「受講会場」「受講日時」をご確認いただき、講習当日は、必ずお持ちください。
- なお、書類に虚偽の事実が判明した場合は、資格は取消となります。

**表3 学歴・実務経験年数等受講資格と証明書等必要書類**

記号	学歴・実務経験年数等	証明書等必要書類
イ	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を習得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書
ロ	学校教育法による大学（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）又は高等専門学校において、航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書
ハ	学校教育法による大学において、造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科（以下「その他の学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験（※1）を有する者であって、小型船造船業法施行規則（昭和四十一年 運輸省令第五十四号）第二十二條及び第二十三條の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了した者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書
ニ	学校教育法による短期大学において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあつては、三年）以上の実務の経験（※1）を有する者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書（必要な場合）
ホ	学校教育法による短期大学において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了した者	・卒業証明書又は履修科目証明書 ・実務経験証明書 ・登録講習修了書

へ	学校教育法による専修学校（修業年限が二年以上の専門課程に限る。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあつては、三年）以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書又は履修科目証明書</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・登録講習修了書 (必要な場合のみ)</li> </ul>
ト	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書又は履修科目証明書</li> <li>・実務経験証明書</li> </ul>
チ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年（登録講習を修了した者にあつては、五年）以上の実務の経験（※1）を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書又は履修科目証明書</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・登録講習修了書（必要な場合）</li> </ul>
リ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証明書又は履修科目証明書</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・登録講習修了書</li> </ul>
ヌ	船舶の製造、解体又は改修に関して十一年以上の実務の経験（※1）を有する者であつて、登録講習を修了したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書</li> <li>・登録講習修了書</li> </ul>
ル	小型船造船業法（昭和四十一年法律第九十九号）第十条第一項に規定する主任技術者（小型鋼船に係るものに限る。）の経験を有する者	・主任技術者を証明する書類
ヲ	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三条第一項に規定する有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者（これと同等以上の知識経験を有する者（※2）を含む。）（※3）	・資格証明書
ワ	海事行政（船舶に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
カ	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
ヨ	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又はこれらの者であった者	・実務経験証明書
タ	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明書
レ	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者であつて、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書</li> <li>・特定化学物質等作業主任者技能講習修了証明書</li> </ul>
ソ	登録規程第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項	・建築物石綿含有建材調査

	に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（次号ロにおいて「建築物石綿含有建材調査者」という。）（※3）	者講習修了証明書
ツ	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者（※3）	・石綿作業主任者技能講習修了証明書
ネ	イからツまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者	・各種証明書

※1：上記イからヌに規定する「船舶の製造、解体又は改修」に関する「実務の経験」には、現場における船舶の造修工事作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査が含まれる。

※2：「有害物質一覧表等の確認等実施要領」（平成31年3月29日国海査第523号の4）において規定する者であること。具体的には一般財団法人日本船舶技術研究協会及び株式会社NKコンサルティングサービスの制度により専門家として登録されている者並びに上記以外に専門家として登録されている者で国土交通省の証明を受けている者と同等の知識及び経験を有する者として国土交通省海事局検査測度課長が認める者であること。

※3：次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる学科講習の講習科目について、当該講習科目の受講の免除を受けることができる。ただし修了考査の免除はできない。

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
ヲ. インベントリ作成専門家	船舶石綿含有資材の図面調査
ソ. 建築物石綿含有建材調査者	船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識1 現地調査の実際と留意点
ツ. 石綿作業主任者	船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識1

### 3. 講習当日の注意

- ①本講習では、遅刻を認めておりません。開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなります。
- ②講習当日は、会場の受付で受講票をご提示ください。顔写真付きの身分証明書をお持ちください。
- ③大規模災害等不測の事情により、予定が変更される場合がございます。その際の交通費、宿泊費等の補償は致しません。予めご了承の上お申し込みください。
- ④筆記用具（修了考査で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）をお持ちください。

### 4. 修了考査について

- ①講習に欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。（ただし、受講資格区分ヲ、ソ、ツには免除措置がございます。ただし、修了考査の出題範囲には免除はありません。）

- ②修了考査は、満点の60%以上の得点をもって合格となります。
- ③不合格となった方は、一度だけ修了考査を再受験することができます。その修了考査再受験の機会は東京で予定しております。受験費用はお問い合わせください。
- ④修了考査の内容、個別合否結果、合否結果の理由等についての問合せには応じられませんので、予めご了承ください。合否結果はご連絡致します。

## 5. 受講料の振込み

- ①講習受講終了後に、受講料15000円(税込み)を下記銀行口座にお振込みください。  
(※振込手数料は、ご負担願います。)

### 【お振込先】

銀行名 : 三菱UFJ銀行 虎ノ門支店  
口座番号 : 普通預金 2880176  
受取人名 : 一般財団法人日本船舶技術研究協会

- ②以下のアとイをpdf化し、以下の宛先に電子メールに添付してお送りいただくか、又はFAXにてお送りください。  
ア 「様式1(申込書)」(受講料振込情報等の所要事項を追加記入し、再送願います。)  
イ 受講料の銀行振込票控えのコピー

(一財)日本船舶技術研究協会(〒107-0052 東京都港区赤坂2-10-9)  
電子メール : o-kobayashi@jstra.jp  
FAX : 03-5114-8941  
電話 : 03-5575-6427 (担当 : 小林、太田、福田)

- ③受講料の領収書は、下記5.の修了証明書類を送付します際に、同封してお送りいたします。

## 6. 修了証明書の発行、帳簿記録

- ①修了考査に合格した方には「船舶石綿含有資材調査者」の講習修了証明書が発行されます。また、一部の科目のみ受講した方、及び、修了考査に合格しなかった方には、講習部分修了証明書が発行されます。(ただし、上記5.の受講料の振り込みを確認したうえで、実施いたします。)
- ②合格者は、氏名、生年月日、受講科目、修了年月日、ご連絡先等を帳簿に記録いたします。
- ③修了考査に合格した方の修了情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承ください。

以上

## 様式1 申込書

受付番号（申し込み時は記入不要）		
申し込み日	年 月 日	
フリガナ		
氏名		
フリガナ		
住所	〒	
生年月日	年 月 日	
電話番号		
メールアドレス又はFAX番号		
所属企業名		
受講希望日		
受講場所		
受講資格（該当する資格のイからツの記号を記入）		
添付証明書（該当するものに○をつけてください）	<input type="checkbox"/>	卒業証明書／履修履歴証明書
	<input type="checkbox"/>	実務経験証明書
	<input type="checkbox"/>	各種証明書等
受講料振込情報	振込日	年 月 日
	金融機関名	
	支店名	
	振込者名	
	通信欄	

電話番号、メールアドレス、FAX番号は所属企業のものでも個人用のものでも結構です。

この申込書は申込時だけでなく、その後の連絡用にも何回か使用されることになります。

## 様式1 申込書（記載例）

受付番号（申し込み時は記入不要）		
申し込み日	令和4年12月1日	
フリガナ	イシワタ タロウ	
氏名	石綿 太郎	
フリガナ	トウキョウト ミナトク アカサカ	
住所	東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇	
生年月日	昭和40年1月1日	
電話番号	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
メールアドレス又はFAX番号	Ishiwata@chosa	
所属企業名	（株）石綿	
受講希望日	令和5年2月9日（木）	
受講場所	大阪	
受講資格（該当する資格のイからツの記号を記入）	チ	
添付証明書（該当するものに○をつけてください）	<input type="radio"/> 卒業証明書／履修履歴証明書	
	<input type="radio"/> 実務経験証明書	
	<input type="radio"/> 各種証明書等	
受講料振込情報	振込日	令和5年2月10日
	金融機関名	イシワタ銀行
	支店名	イシワタ支店
	振込者名	カブシキカイシャ イシワタ
	通信欄	当社からの受講者10名分を一度に振り込みました。

電話番号、メールアドレス、FAX番号は所属企業のものでも個人用のものでも結構です。

この申込書は申込時だけでなく、その後の連絡用にも何回か使用されることになります。

## 様式2 実務経験証明書

受付番号 (記入不要)	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス又はFAX番号	
勤務先	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
職務内容	
在職期間 (年数単位で記載)	
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>住所：</p> <p>社名：</p> <p>役職名：</p> <p>氏名：</p>	

## 様式2 実務経験証明書（記載例）

受付番号（記入不要）	
フリガナ	イシワタ タロウ
氏名	石綿 太郎
フリガナ	トウキョウト ミナトク アカサカ
住所	東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇
電話番号	00 - 000 - 0000
メールアドレス又は FAX 番号	ishiwata@chosa
勤務先	（株）石綿
勤務先所在地	東京都港区赤坂〇〇
勤務先電話番号	00-000-0000
職務内容	船舶の検査
在職期間（年数単位で記載）	5 年
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>住所：東京都港区赤坂〇〇 - 〇〇 - 〇〇</p> <p>社名：（株）石綿</p> <p>役職名：事業本部長</p> <p>氏名： 石綿 明（署名又は捺印）</p>	

